

千葉県立柏特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）である。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめの禁止

児童生徒及び職員は、いじめを行ってはならない。

(4) 基本姿勢

- ①学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童生徒・教職員の人権感覚を高め、児童生徒同士、児童生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

(5) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止対策推進法と学校いじめ防止基本方針を遵守し、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。情報公開の際には、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2 いじめ防止対策組織

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、部主事、分教室主任、生徒指導主事
生活指導係、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
※協議や対応する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める。

＜役 割＞ ①いじめの早期発見に関すること（調査、教育相談等）
②いじめの防止に関すること
③いじめ事案に対する対応、体制づくりに関すること
④いじめ問題に関する生徒の理解を深めること

＜開 催＞ 学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

3 いじめの未然防止

（1）学校におけるいじめの防止

- ①学校の重点目標の一つに「児童生徒一人一人を大切にした教育活動」を掲げ、児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ②児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③職員は、不適切な発言（差別的な発言や児童生徒を傷つける発言等）、体罰がいじめを助長することを認識し、決して行わない。
- ④学校全体で、暴言や暴力を排除する。
- ⑤職員は、生徒指導の機能を重視した「分かる授業」を展開し、児童生徒の自己有用感を高める。
- ⑥保護者会の開催、ホームページ、学校だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ⑦児童生徒が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童生徒会活動を進める。
- ⑧いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、道徳、学級活動等の時間に、いじめ防止等の学習を行う。
- ⑨児童生徒が自分の障害についての知識と理解を深め、社会の中で自分らしく生きる手だてを習得させる。
- ⑩過度の競争意識、勝利至上主義等がいじめを誘発することを認識し、決して行わない。

(2) インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

4 学校におけるいじめの早期発見

(1) いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

※インターネットを通じたいじめについても質問事項も設ける。

※記名、無記名、持ち帰り等、児童生徒の実情に応じて配慮する。

- ①児童生徒対象いじめアンケート調査 定期的
- ②保護者対象いじめアンケート調査 定期的
- ③教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 随時
- ④個人面談を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査 年3回（5月、9月、3月）

(2) いじめ相談体制

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、いじめ相談窓口を設置し、周知する。

(3) いじめの早期発見

- ①昼休み等授業時間以外も教職員が児童生徒たちと共に過ごし、いじめの早期発見を図る。
- ②連絡帳の活用により、担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ③いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

5 いじめの相談・通報

いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
電話 04-7133-5631

(2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口

子どもと親のサポートセンター

電話相談窓口 フリーダイヤル：0120-415-446（県内のみ）

メール相談 電子メールアドレス：saposoudan@chiba-c.ed.jp

FAX相談 ファクス番号：043-207-6043

(3) いじめの相談や通報の指導

①いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」について説明する。

②いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であるとは考えないことを説明する。

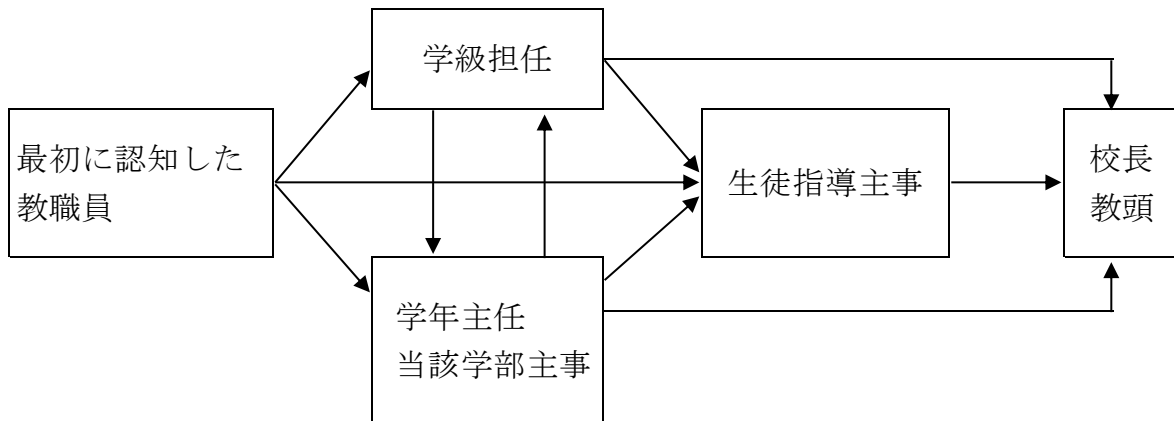
③相談、通報は適切な行為であり、卑怯な行為ではないことを説明する。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(1) いじめの情報のキャッチ

いじめが疑われる言動の目撃、児童生徒や保護者からの訴え等、いじめ事案が発生した場合、最初に認知した教職員は、学級担任、当該学部主事、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。



(2) いじめ防止対策委員会の緊急開催

校長、教頭、生徒指導主事、生活指導係、教務主任、部主事、分教室主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任等、事案に応じて編成する。

(3) 対応方針の決定・役割分担

①情報の整理

・いじめの状況、関係者、被害者、加害者、周囲の児童生徒の特徴

②対応方針

- ・緊急度の確認 「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

③役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当 ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童生徒と全体への指導担当 ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と支援・指導

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。また、支援・指導に力点を置いた対応を心掛けながら、事実を徹底的に究明する。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている児童生徒や、周囲の児童生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その児童生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 事情聴取が長時間にわたる場合は、休憩や食事時間を適切に取る。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、その内容を教師が保護者に直接説明する。
- 事情聴取した内容は、手書き及びパソコンでまとめたもの両方を保存する。

<事情聴取の段階ではではないこと>

- ▲いじめられている児童生徒といじめている児童生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲暴言や威圧等の不適切な聴取を行うこと。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

7 指導について

(1) 被害者(いじめられた児童生徒)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童生徒の味方になる。
- 児童生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、児童生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己有用感の喪失を食い止めるよう、児童生徒の良さや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童生徒との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

(2) 加害者（いじめた児童生徒）への対応**【基本的な姿勢】**

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくりと聴く。

【経過観察等】

- 日記や面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応**【基本的な指導】**

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

○いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(4) 保護者との連携

① いじめられている児童生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

② いじめている児童生徒の保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

(5) 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合や身体に重大な障害を負った場合等
 - ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者→担任→学年主任・学部主事→生徒指導主事→教頭→校長
 - ② 校長→教育委員会学校安全保健課 (Tel043-223-4091)
→教育長 (Tel043-223-4004 教育総務課)
→知事 (Tel043-223-2019 総務部秘書課)
→特別支援教育課 (Tel043-223-4045) (二報以降の対応)
- ※緊急時には、臨機応変に対応する。
※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ防止対策委員会の招集
- ② 教育委員会特別支援教育課への報告と連携
- ③ 調査方法：＜事実の究明＞
 - ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・ 事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

9 公表、点検、評価等

- (1) ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- (2) 必要に応じて、いじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- (3) 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価する。
- (4) いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。

最終確認 令和6年4月